

2003年12月18日

**日本初、外貨建の積立個人年金保険を発表  
～「月ドル君」「月ユーロ君」～**

ジー・イー・エジソン生命保険株式会社(2004年1月1日よりAIGエジソン生命保険株式会社に社名変更、代表取締役社長:片岡 一則)は、外貨建の予定利率市場連動型積立個人年金保険「月ドル君」と「月ユーロ君」の商品認可を取得いたしました。2004年2月2日より銀行窓販による取扱が開始されるほか、3月以降は営業社員や代理店による販売開始を予定しています。

「月ドル君」、「月ユーロ君」は、毎月保険料を積み立て、一定期間経過後に年金として受け取れる外貨による資産形成商品です。毎月保険料を積み立てる外貨建の個人年金保険は日本で初めてとなります。

当商品は、毎月の保険料について一定額の円貨による払込(例えば、毎月2万円)を実現した外貨建個人年金保険で、円預貯金からの保険料自動振替が可能です。現在、この商品のしくみを支えるシステム等について特許庁にビジネスモデル特許を出願しております。

**■ 「月ドル君」「月ユーロ君」の特徴**

予定利率市場連動型積立個人年金保険「月ドル君」「月ユーロ君」は保険料を定期的(毎月)に積み立て、一定期間経過後年金として受け取れる、外貨による資産形成のための保険です。

1. 毎月払い込みいただく保険料は円貨で定額です。
2. 保険料円払込額は、所定の為替レートで外貨(ドルもしくはユーロ)に換算され、その全額が運用されます。運用期間はそれぞれの保険料ごとに運用開始日から10年間となります。
3. 毎月払い込まれた保険料ごとに、市場金利に応じたタイムリーな予定利率が設定され、設定された予定利率は運用期間中一定です。
4. 万一の場合、(災害)死亡給付金をお支払いします。
5. 年金・給付金等の諸支払金はすべて外貨建となりますが、いずれも円での受取が可能です。また、外貨と円の換算に際して、為替手数料はかかりません。(解約払戻金の円による支払を除く。)
6. 将来の年金支払にかえて、年金の現価を一括で受け取ることもできます。

添付) 「月ドル君」「月ユーロ君」の商品内容

エジソン生命は、スタンダード&プアーズ(S&P)より保険財務格付け「AAA」、ムーディーズより保険財務格付け「Aa2」、株式会社日本格付研究所(JCR)より保険金支払能力格付け「AA」を取得しています。

格付けはあくまでも格付け会社の意見であり、保険金の支払い等について何ら保証を行なうものではありません。

格付けは取得日時点までの数値・情報に基づいており、経済環境の変化などに伴い、将来的に変化する可能性があります。

(S&P 格付け取得日: 2003年8月29日、ムーディーズ格付け取得日: 2001年11月5日、JCR 格付け取得日: 2001年6月5日)

## 「月ドル君」「月ユーロ君」の商品内容

### I. 開発の経緯

少子高齢化の進展に伴う老後への不安や、日本経済の低迷による市場金利の低下および株価の下落といった運用環境の悪化などから、自助努力による老後資金準備の必要性はますます高まっています。また、通貨分散の目的も加わり、円に比べて相対的に金利が高いUSドルやユーロでの運用に強いニーズがあります。当社では1998年12月に日本初となる外貨建の個人年金保険商品「えんドル君」、2003年7月に、日本初のユーロで運用する個人年金保険商品「ユーロ君」を発売しました。これらの商品は、その商品特性が高く評価されて大いにご好評をいただいています。また同時に、一時払いだけでなく、「毎月、定額で資産形成をしたい」という強い要望がお客様からありました。この度、そのようなニーズを取り入れ、既存商品の強みをいかし、少額の保険料を定期的に積み立てる商品「月ドル君」「月ユーロ君」を開発いたしました。

豊かな未来・ゆとりある老後は誰もが願うものです。毎月1万円から始められる資産形成商品「月ドル君」「月ユーロ君」は、より多くのお客様の声を反映した商品内容となっています。

### II. 商品の特徴(月ドル君、月ユーロ君共通)

1. 一時払および一時払による定期的増額をおこなう個人年金保険です。契約時の一時払保険料を基本保険料といい、その後月々払いただく保険料(定期的増額による保険料)を増額保険料といいます。基本保険料と増額保険料は同額となります。
2. 運用期間中(それぞれの保険料ごとに10年間)の予定利率は毎月設定されます。それぞれの保険料(基本保険料および増額保険料)の運用開始日が属する月の予定利率がその運用期間中を通じて年複利で適用されます。
3. 基本(一時払)保険料の円払込額が20,000円以上のご契約は、払い込まれるすべての保険料の運用期間中に適用される予定利率について、20,000円未満のご契約に比べ予定利率が高い優遇措置があります。
4. 運用期間満了日の翌日から年金支払開始日までの期間をそれぞれの単位契約者価額の待機期間といいます。この待機期間中に適用される予定利率は運用期間中とは異なり、別途会社が定める予定利率を待機期間中にある単位契約者価額に共通して適用します。
5. 年金支払開始後の予定利率は年金支払開始日が属する月によって毎月設定されます。適用された予定利率は年金支払期間中を通じて一定です。
6. 年金支払開始までの期間において、被保険者が死亡した場合、契約者価額を死亡給付金として支払います。災害死亡の場合は、契約者価額の110%相当額をお支払いします。
7. 年金支払開始前にいつでも解約することができます。この場合、契約者価額から経過に応じた解約控除があります。また、待機期間中にある単位契約者価額については、その単位契約者価額ごとに所定の範囲内で一部解約することができます。

払い込まれる保険料それぞれにおいて、その全額を予定利率を用いて複利計算した額を単位契約者価額といいます。ある時点における単位契約者価額の合計額で、この保険契約において、契約者が有する将来の年金・給付金を受け取る際の基準となる権利金額のことを契約者価額といいます。

### 確定年金・給付金のお支払いについて

	お支払事由	年金または給付金	お受取人
年金支払開始日前	1. 被保険者が不慮の事故で180日以内に死亡されたとき	災害死亡	死亡給付金受取人
	2. 被保険者が約款所定の感染症で死亡されたとき	給付金	
	3. 被保険者が上記1.2.以外の事由で死亡されたとき	死亡給付金	
年金支払開始日以後	4. 年金支払期間中の毎年の年金支払日に生存されているとき	年金	年金受取人
	5. 被保険者が第1回年金支払日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡されたとき	死亡一時金	

#### ■ (災害)死亡給付金のお支払額

災害死亡給付金額	被保険者が死亡された日における契約者価額の110%相当額(外貨)
死亡給付金額	被保険者が死亡された日における契約者価額相当額(外貨)

円支払特約(予定利率市場連動型積立個人年金保険用)を付加された場合は当社が(災害)死亡給付金の請求書類を受け付けた日における為替レートにより、円に換算して支払います。

#### ■ 年金額の決定

・年金支払開始後の予定利率は年金支払開始時に、その時の市場金利の状況に応じて更改されます。この予定利率により年金額が決定されます。

・円支払特約(予定利率市場連動型積立個人年金保険用)を付加することにより、円で年金を受け取る場合は、年金支払開始日における為替レートにより、外貨による年金原資を円に換算します。そのため、そのときの為替相場により、円に換算した年金原資は変動します。

#### ■ 年金一括支払について

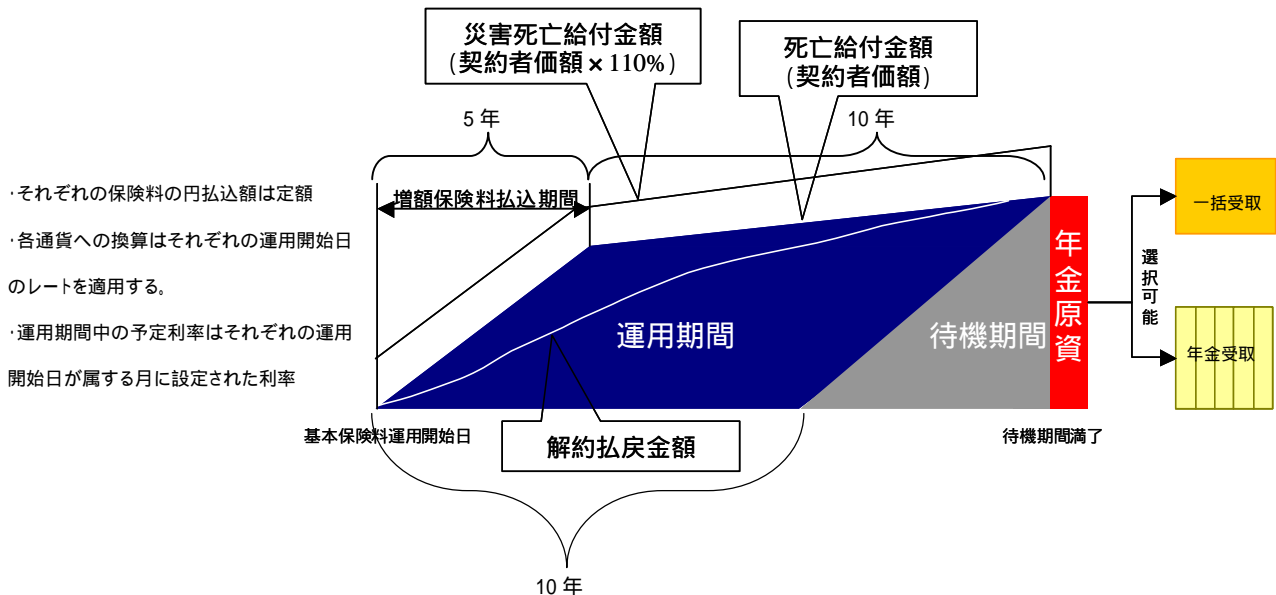
・将来の年金にかえ、年金受取人のご希望によって、一括支払の取扱をいたします。この取扱は残存年金支払期間中の未払年金の現価を一括でお支払する方法です。この取扱により契約は消滅します。

### 取扱内容

保険料払込方法	一時払および一時払による定期的増額	
年金種類	5・10・15・20年確定年金（円支払の場合）	
契約年齢	20歳～69歳	
期間	増額保険料払込期間	5・10年
	運用期間	10年
最低保険料	基本保険料円払込額：10,000円（年金の種類、増額保険料払込期間に応じて異なります。）	
最高（基本）保険料	基本保険料円払込額：180,000円	
取扱単位	基本保険料円払込額：1,000円	
契約時の審査	告知書扱い	
付加できる特約	「保険料円入金特約（予定利率市場連動型積立個人年金保険用）」、「円支払特約（予定利率市場連動型積立個人年金保険用）」	

### 仕組み図

【運用期間10年、増額保険料払込期間5年のイメージ図】



## 受取額例

【契約例】(商品:「月ドル君」 基本保険料円払込額・増額保険料円払込額:20,000 円 増額保険料払込期間:5年 保険料円払込額の US ドル換算に適用する為替レート(TTM):一律 120 円( 1) 運用期間中の予定利率:一律 2.0%( 1) 待機期間中の予定利率:一律 0.01%( 2)と仮定した場合

保険料払込方法「基本保険料円払込額」:所定口座への送金 「増額保険料円払込額」:口座振替 契約基準日:基本保険料円払込額の入金日の翌月 1 日 基本保険料の運用開始日:契約基準日の前月 18 日

下記の数値は、契約日、適用される予定利率・為替レートにより実際には異なります。

### ■ 払込総額

	払込総額
保険料円払込総額	1,200,000 円
保険料円払込総額の US ドル換算額	10,000 ドル

### ■ 年金一括受取の場合(年金支払開始時)

	一括受取額
円で受け取る場合( 3)	1,463,077 円
ドルで受け取る場合	12,192.31 ドル

### ■ 年金受取の場合

【仮定】年金支払開始日以後の予定利率( 4):0.5% 確定年金支払期間:5年

	年金額
円で受け取る場合( 3)	292,616 円
ドルで受け取る場合	2,438.47 ドル

( 1)それぞれの保険料の運用開始日に運用期間中の予定利率・適用為替レートが確定しますので実際にはその時の市場金利情勢・為替相場により異なります。

( 2)待機期間中の予定利率は4半期(1,4,7,10月の各1日)ごとに設定致します。

( 3)円受取の場合、年金支払開始日の為替レート(TTM)により US ドルの年金原資を円換算し、年金額を決定します。(為替レートによっては、年金受取総額が保険料円払込総額を下回る場合があります。)

( 4)年金支払開始日に市場金利情勢に応じて設定されます。設定後の予定利率は年金期間を通して一定です。